

社会福祉連携推進法人関係予算等につ いて

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課

社会福祉連携推進法人関係予算等について

- 社会福祉法人関係の令和4年度概算要求等において、令和4年4月から施行される社会福祉連携推進法人制度が全国各地において活用されるよう、制度の円滑な施行に資するための予算等を計上。

1. 地域課題に取り組む小規模法人ネットワークへのICT化支援

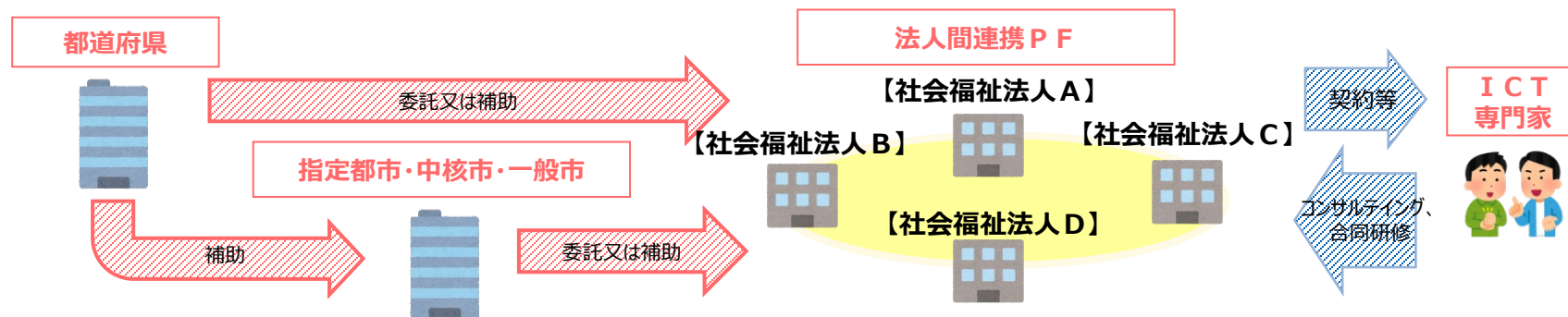
令和3年度補正予算(案)
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の内数

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、社会的な孤独・孤立の問題が深刻化する中、小規模な法人であっても、社会福祉法人として「地域における公益的な取組」を行う責務を果たせるよう、複数の小規模な社会福祉法人等が参画するネットワークを対象に、ICT技術の導入方法や活用に係るコンサルティング支援や合同研修を実施することで、業務の効率化を図るとともに、地域課題に取り組む体制を強化する。

<新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金>

【地域課題に対する取組のICT化支援】居場所支援のオンライン化、困窮者向けレスキュー事業のSNS化 等

【ICT技術の導入による事務処理体制向上支援】勤怠管理のデジタル化、テレワークシステムの導入、会計システムの更改、理事会等のリモート開催 等



2. 社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援

- 社会福祉連携推進法人の立ち上げを支援し、その設立を促進するため、社会福祉連携推進法人の設立が見込まれるグループに対し、設立準備会や合同研修会の開催経費等を1回に限り補助するメニューを創設する。
＜生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 - 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業＞

3. 「社会福祉連携推進協議会（仮称）」の開催

- 社会福祉連携推進法人の設立予定者などの関係者からなる協議会を開催し、個々の社会福祉連携推進法人の取組内容やその設立のメリットの共有を図ることなどを通じて、社会福祉連携推進法人の全国的な普及を図る。

4. 社会福祉法人財務諸表等電子開示システムの拡充

令和3年度補正予算（案）
564,520千円

- 既存の「社会福祉法人財務諸表等電子開示システム」を改修することにより、社会福祉連携推進法人の計算書類等を公表するためのシステムを法令に基づき整備し、社会福祉連携推進法人の運営の透明性の確保及び所轄庁の行政事務の簡素化、効率化を図る。

地域課題に取り組む小規模法人ネットワークへのICT化支援

※現時点の実施案であり、変更がありうる。

令和3年度補正予算（案）
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の内数

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、社会的な孤独・孤立の問題が深刻化する中、小規模な社会福祉法人であっても、「地域における公益的な取組」を行う責務を果たせるよう、複数の小規模法人等で構成されるネットワークを対象に、ICT技術の導入方法や活用に係るコンサルティング支援や合同研修を実施することで、業務の効率化を図るとともに、地域課題に取り組む体制を強化する。

実施主体

都道府県（市（特別区を含む。）への補助や民間団体への委託又は補助含む）

事業内容

複数の小規模法人等で構成されるネットワークにおいて、参画する社会福祉法人等が共同してICT化に取り組む場合に必要な次の事業（組み合わせることも可）

- ① ICT技術を活用し、「地域における公益的な取組」の強化や業務効率化を行うためのコンサルティング支援
- ② ICT技術の導入方法や活用方法に係る合同研修会
- ③ 「地域における公益的な取組」の強化や業務効率化に資するICT機器等の整備
- ④ 上記の他、小規模な社会福祉法人の取組や業務効率化に資するICT化に係る事業

補助基準額

- ①、③、④…合わせて1都道府県・指定都市・中核市あたり10,000千円（一般市は5,000千円）
- ②…1都道府県・指定都市・中核市・一般市あたり1,000千円

補助率

3 / 4

共同取組の例

【地域課題に対する取組のICT化】

居場所支援のオンライン化、参画法人が行う地域における公益的な取組にSNSの手法を導入、SNSを用いた各種取組の効果的な発信 等

【ICT技術の導入による事務処理体制向上（業務効率化）支援】

勤怠管理のデジタル化、テレワークシステムの導入、会計システムの更改、理事会等のリモート開催 等

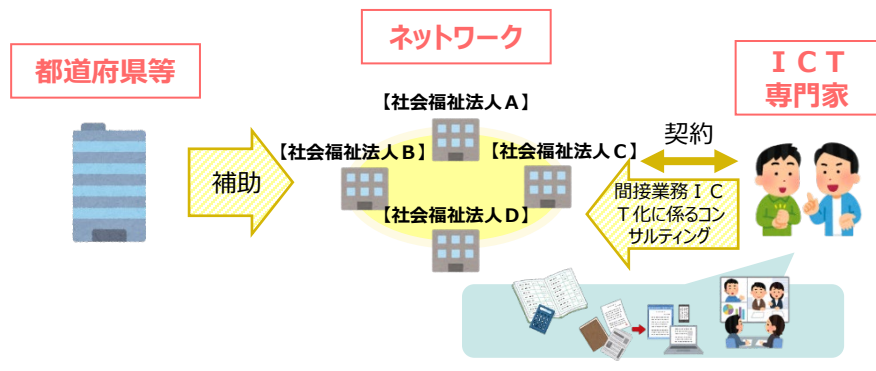
実施例①

○ 都道府県等がICT専門家に委託し、小規模法人等のネットワークの参画法人に対して行う、**間接業務の効率化に資するICT技術の導入方法や活用方法に関するコンサルティング業務**



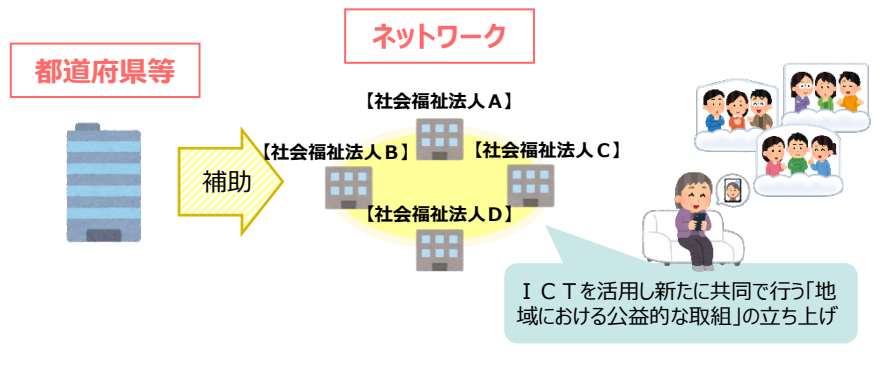
実施例②

○ 都道府県等が小規模法人等のネットワークに対して補助する、**参画法人が行う「地域における公益的な取組」へのオンライン手法の導入及びICT機器整備に係るコンサルティング業務**



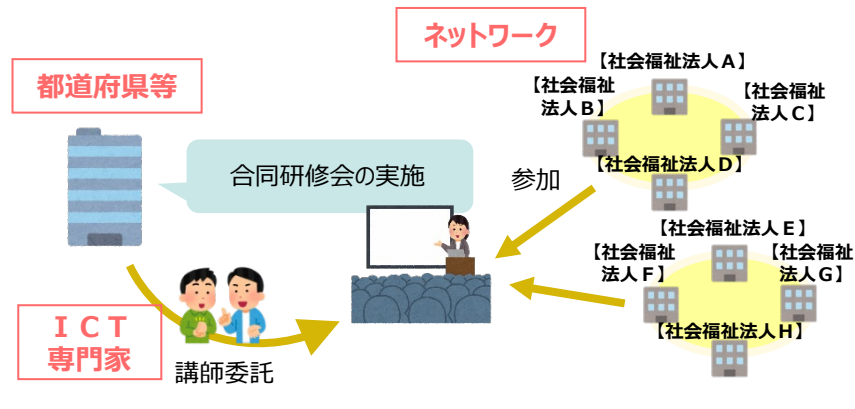
実施例③

○ 都道府県等が小規模法人等のネットワークに対して補助する、**ICT技術を活用して新たに共同で行う、「地域における公益的な取組」の立ち上げ業務**



実施例④

○ 都道府県等が実施する、小規模法人等のネットワークに対し、間接業務の効率化に資するICT技術の導入方法や活用方法に関して行う**合同研修会業務**



令和4年度「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」について

※現時点の実施案であり、変更がありうる。

概要

小規模法人のネットワーク化による協働推進事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）

- 社会福祉連携推進法人の立ち上げに当たっては、事前に参加予定の法人の課題の把握と行う事務・会費の検討等を行い、社会福祉連携推進方針を策定することとなる。本補助金において、希望するグループが円滑に法人の設立を行うため、設立前に法人間で行う設立準備会や合同研修会、地域リサーチ経費等の設立に必要な経費について補助するもの。

実施主体

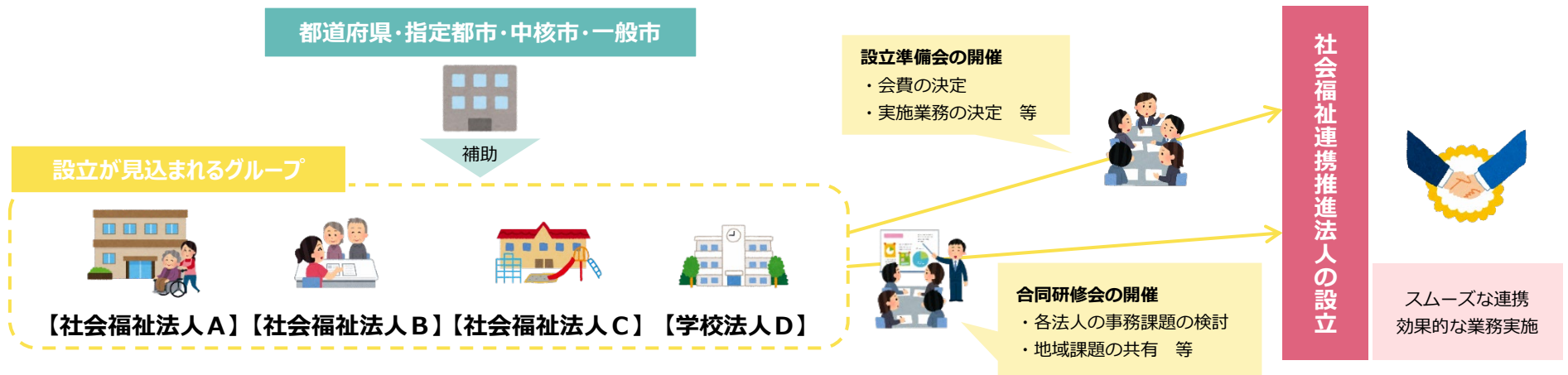
都道府県、指定都市、中核市、一般市

補助対象

社会福祉連携推進法人の設立が見込まれる社会福祉法人等のグループ

補助基準額

(調整中)



「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」Q&A

【問1】実施主体は、社会福祉連携推進法人の認定所轄庁となるのか。

【答1】原則として認定所轄庁を想定しているが、例えば、立ち上げの中心となる社会福祉法人の所轄庁が補助する場合に、認定所轄庁と十分な連携を図って行うことも差し支えないと考えている。

【問2】概算要求資料には「設立後に1回の補助」と記載があったが、認定申請前に補助を受けることはできないのか。

【答2】補助を受けたにもかかわらず、社会福祉連携推進法人の設立に至らないといったことがないよう、認定手続きとも適宜連携しつつ実施することが必要という趣旨。

【問3】本事業の補助を受けるには、既存の「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」においてプラットフォームを形成し、補助を受けている必要はあるか。

【答3】既存事業の実施については要件にしない予定としている。

【問4】当該補助を受けて設立する社会福祉連携推進法人の規模等はこういったものを想定しているか。

【答4】規模等の要件は特に定めない予定としている。